

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

* 苦情とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものを言います。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「福島県商工信用組合よろず相談室」にお願い致します。

福島県商工信用組合よろず相談室

住 所：福島県郡山市堂前町7番7号

電話番号：024-992-7711

受付時間：午前9時から午後5時

(土日・祝日および金融機関の休日を除く)



苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています(詳しくは、当組合よろず相談室へご相談ください)。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号	03-3567-2456
受付日 時 間	月～金(祝日および金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



仙台弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合よろず相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名称	仙台弁護士会 紛争解決支援センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒980-0811 宮城県仙台市 青葉区一番町 2丁目9番1 8号	〒100-0013 東京都千代田区霞 ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田 区霞ヶ関1- 1-3	〒100-0013 東京都千代田 区霞ヶ関1- 1-3
電話	022-223-1005	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時間	月～金（除 祝 日、年末年始） 平日10:00～16:00	月～金（除 祝日、 年末年始） 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金（除 祝 日、年末年始） 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金（除 祝 日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～17:00
ホーム ページ	http://senben.org/center	https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/	http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/	http://niben.jp/soudan/service/chuusai/

名称	生命保険相談所 （一般社団法人生命保険協会）	そんぽ ADR センター （一般社団法人日本損害保険協会）
住所	〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9
電話	03-3286-2648	0570-022808
受付日 時間	月～金（土・日、祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00